

市町村における
発達障がい児者支援の
取組状況（概要）
（令和 3 年度取組の実績）

1 早期気づきと早期支援の充実：保健師及び幼稚園教諭・保育士等への発達障がいに関する研修

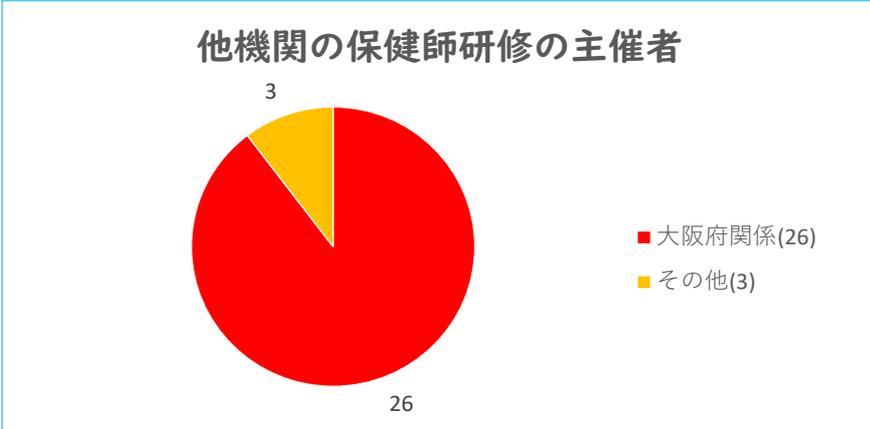
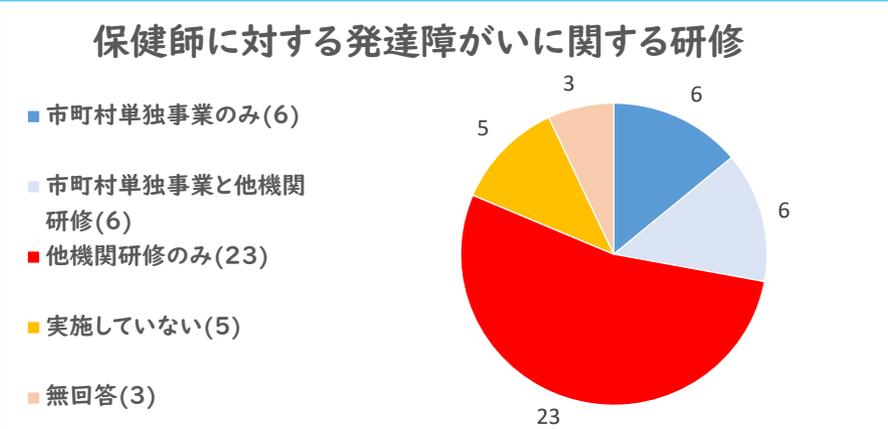
【保健師研修】

- 保健師に対する発達障がいに関する研修については、35市町村(83.3%)で実施と回答。
- 他の機関の研修を活用している29の市町村のうち、26市町村が大阪府(健康医療部関係)が実施する研修を活用。(複数回答)

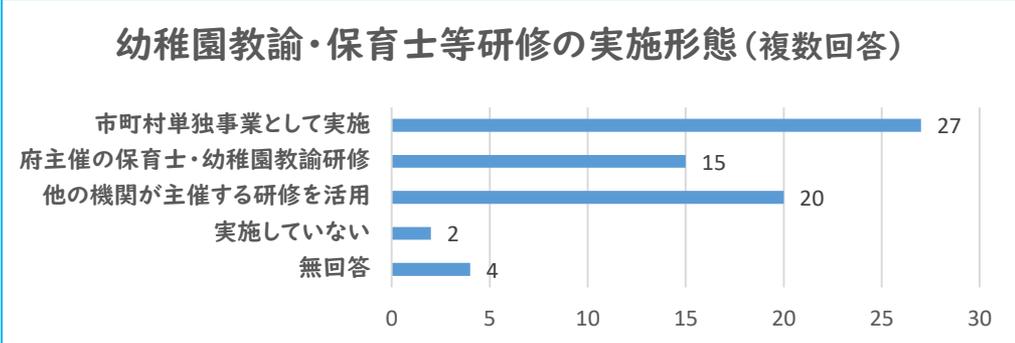
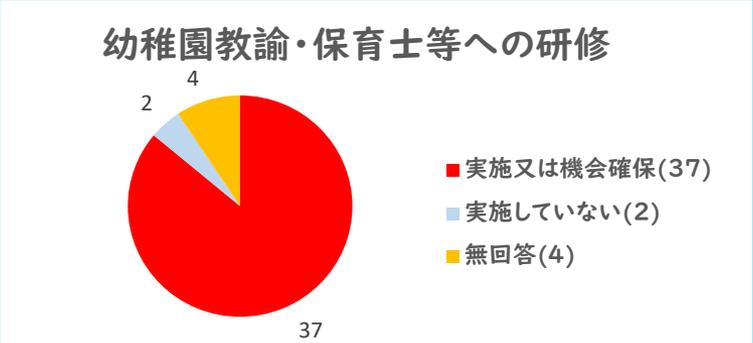
【幼稚園教諭・保育士等研修】

- 37市町村において、市町村単独開催をはじめ、何らかの形態で幼稚園教諭・保育士等に対する発達障がいに関する研修の受講機会を確保。
- 研修の実施形態としては、市町村単独事業として開催したところが27市町村と最も多く、次いで他の機関が主催する研修の活用が20市町村、府主催研修の活用は15市町村であった。(府主催研修の周知活動は全市町村において実施)

【保健師に対する研修】

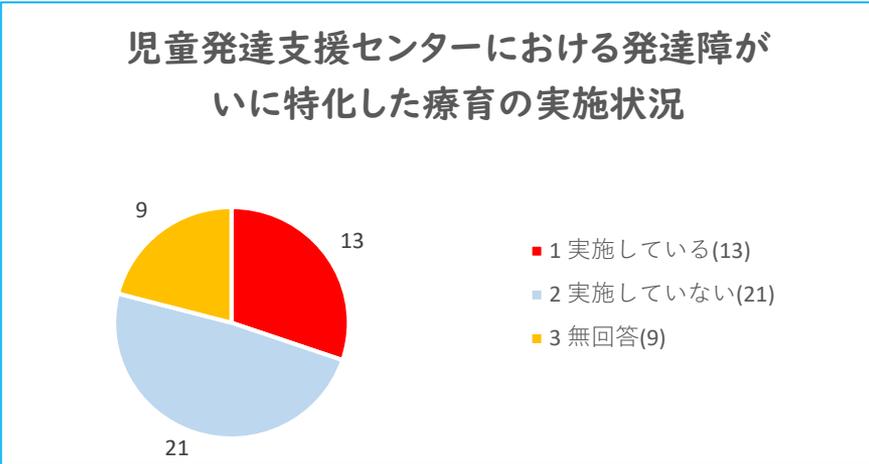
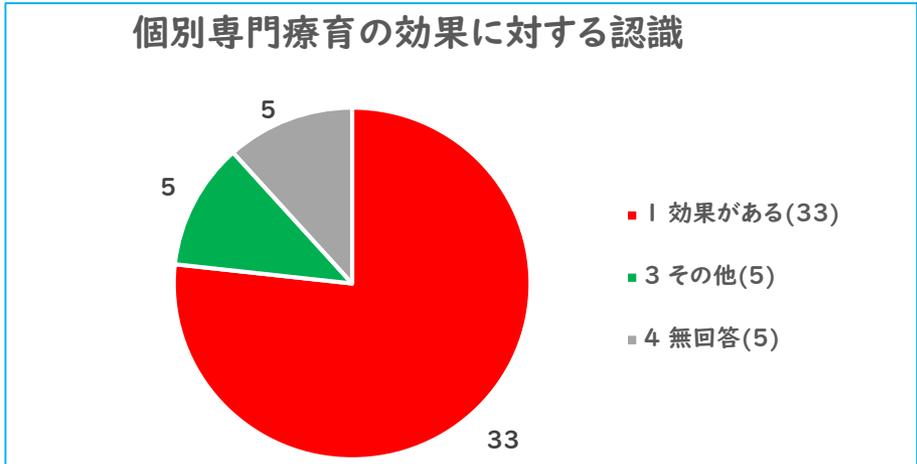
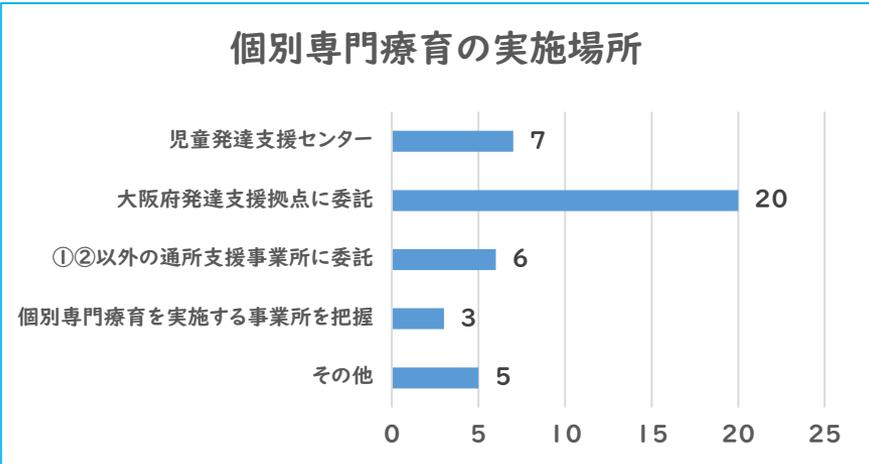


【幼稚園教諭等に対する研修】



2 - ① 発達支援体制の充実：個別専門療育の実施状況等

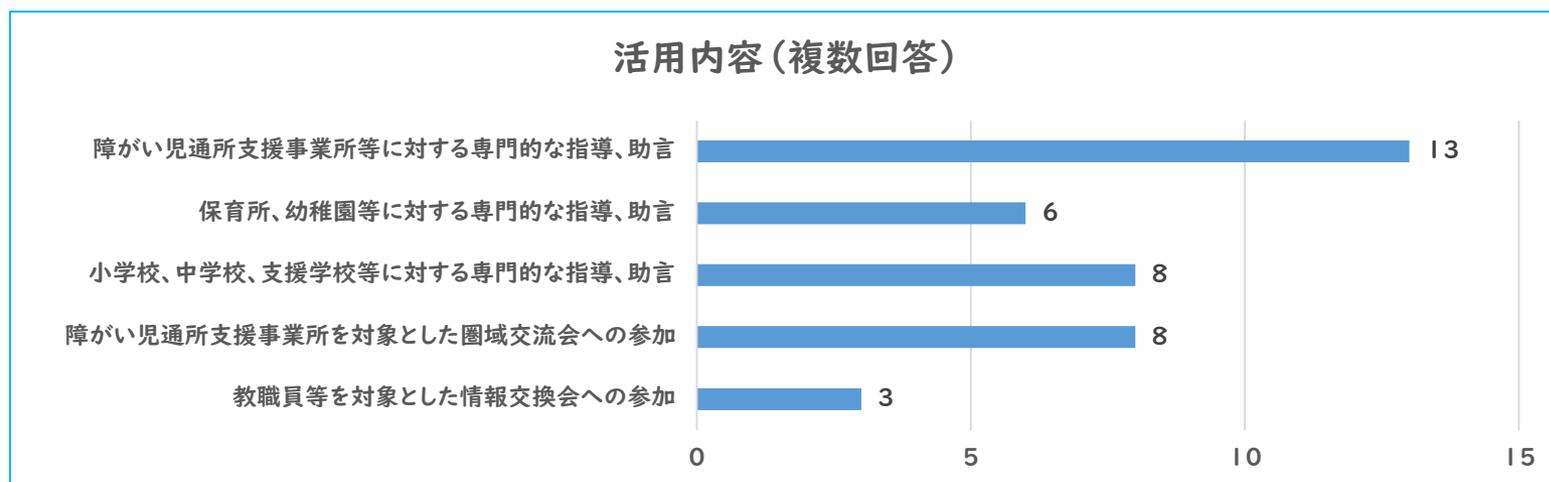
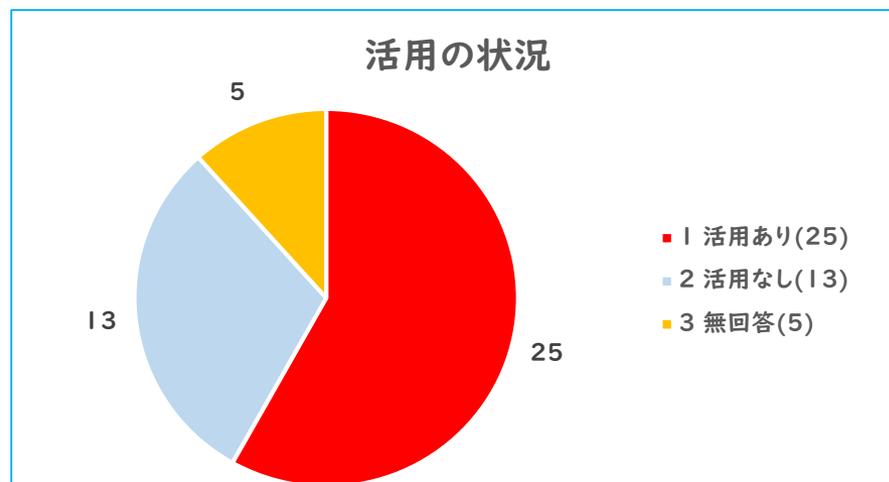
- 大阪府発達支援拠点や民間の事業所も含めると、約8割の市町村が個別専門療育の場を確保。
- また、個別専門療育の場を確保している市町村のうち約8割が効果を感じている。
- 児童発達支援センターにおいて発達障がいに特化した療育を提供している市町村は3割程度と、引き続き発達支援拠点の役割は重要。



2 - ② 発達支援体制：大阪府発達支援拠点の活用

○約6割の市町村が発達支援拠点を活用していると回答。

○活用内容としては、「障がい児通所支援事業所等（児童発達支援センターを含む）に対する専門的な指導、助言」が最も多く、次いで「小学校、中学校、支援学校等に対する専門的な指導、助言」「障がい児通所支援事業所を対象とした圏域交流会への参加」が多かった。



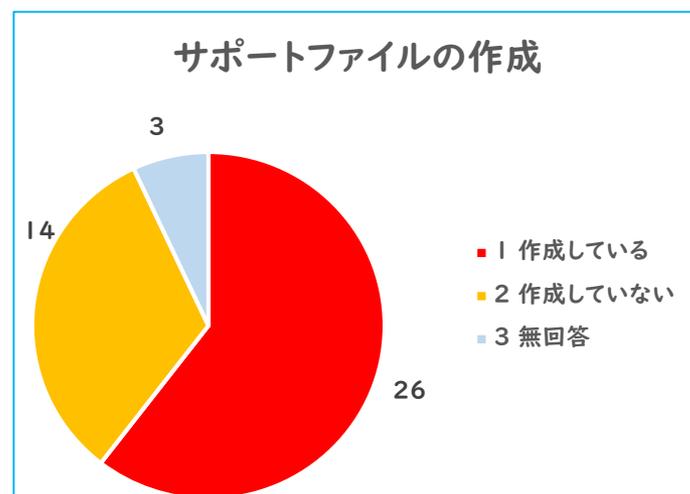
3 ライフイベント時の引継ぎ／支援力を高めるための巡回支援

- 全ての市町村において、小中学校入学時に引継ぎを行っているという回答。8割の市町村が中学校卒業後、進学・就職先への引継ぎも実施。
- サポートファイルは約6割の市町村で作成されている。
- 障がい全体に対する巡回支援は未就学、小学校、中学校共に8割以上の市町村で実施。発達障がいに特化した巡回支援は小中学校においては約4割の市町村で実施。（巡回支援を実施していない町村は、府立支援学校の巡回支援を活用するなどにより対応。）
- 発達障がいに特化した巡回支援は、令和元年度と比較して、幼稚園・保育所等は約2倍、小学校では約1.4倍増加している。

ライフイベント時の引継ぎ

	実施市町村数
幼稚園や保育所、児童発達支援センター等から小学校に入学する際に受けている	41
小学校等から中学校に入学する際に受けている	41
中学校から進学先や就職先等へ	36

サポートファイルの作成



支援力を高めるための巡回支援の実施（複数回答）

	幼稚園・保育所等	小学校	中学校
発達障がいに特化した支援	7	18	17
障がい全体に対する支援	37	36	35
実施していない	1	1	3

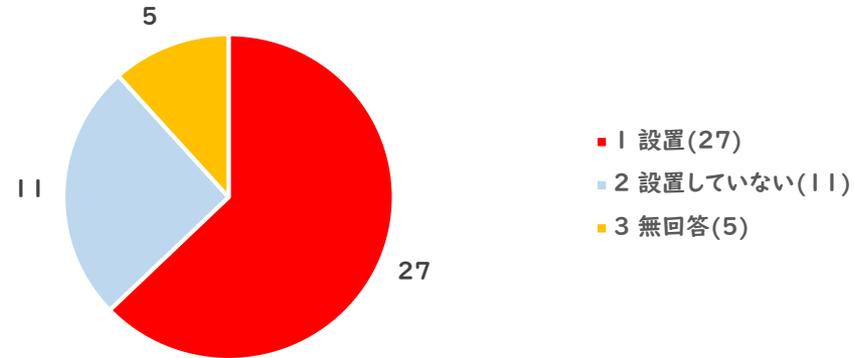
4 教育と福祉の連携

○6割の市町村が福祉・教育の連携に係る協議の場を設置。

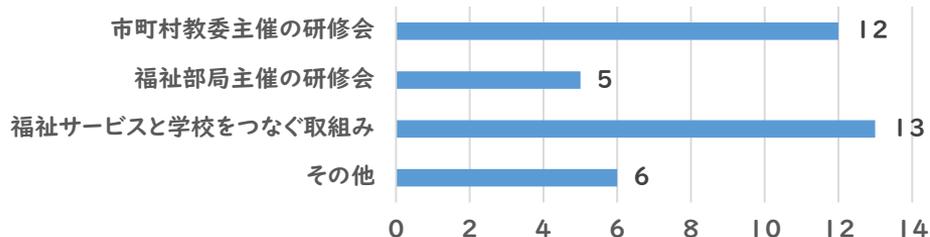
○教育と福祉の連携については「放課後等デイサービス等の福祉サービスと学校をつなぐ取り組みをしている」と答えた市町村が最も多い。次いで、「市町村教育委員会主催の研修会で講義や福祉制度の周知活動を実施」と答えた市町村が多い。

○教育・福祉の連携の取り組みについて、国庫補助を活用しているのは2市町村と少なく、ほとんどの市町村が独自に実施。

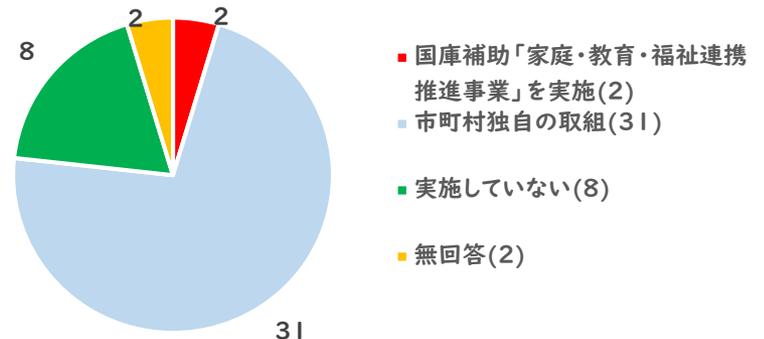
福祉、保健関係等と教育の連携に係る協議の場（機会）の設置



市町村教育委員会や教員に対する発達障がいに関する支援の実施（複数回答）



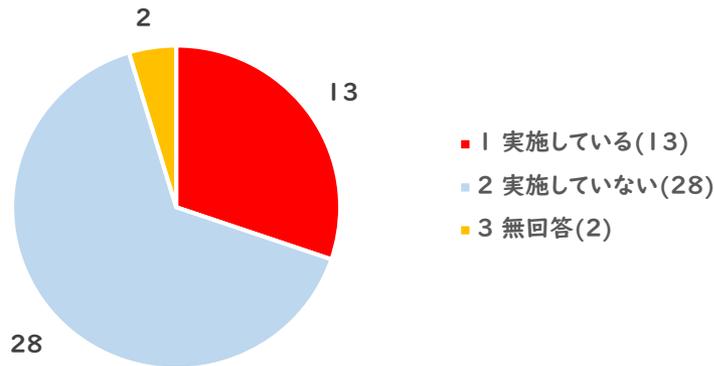
教育と福祉の連携の取り組み



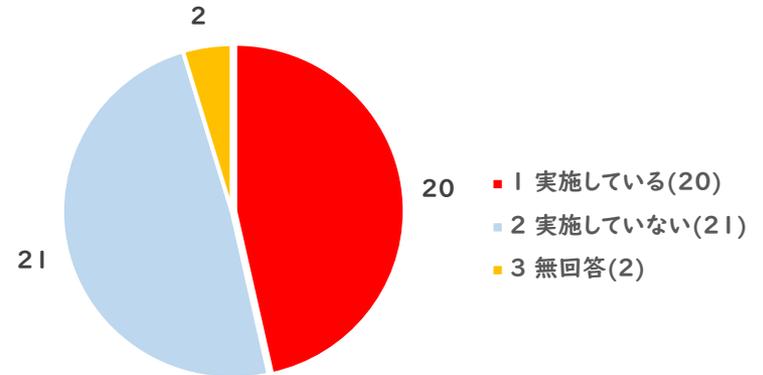
5 成人期に関する取り組み

- 学校卒業後・成人期の居場所確保の取り組みについては、3割の13市町村が実施していると回答し、6割強の28市町村は実施していないと回答。(具体的な居場所は、「地域活動支援センター(9市)」や「市町村独自事業(1市)」、「インフォーマルサービスを集約した冊子による周知(1市)」、「町社会福祉協議会の活動(1町)」など)
- 就労支援は、約半数の市町村が実施している。

学校卒業後、成人期に対する
居場所確保の取組



就労支援(学校卒業後、成人期)の取組



6 発達障がい児者に対する相談支援

○約9割の市町村が障がいのある方全般の相談窓口を設置している。一方、発達障がいに特化した相談窓口を設置している市町村は約2割。(令和元年度・4市町 ⇒ 令和3年度・8市町)

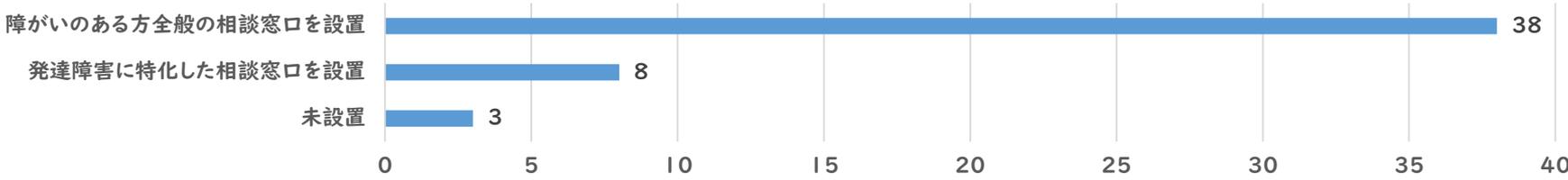
- ・発達障がいに特化した相談窓口 …… 市発達障がい者支援センター(政令市)、4・5歳児発達相談(対象4歳児)、障がい者福祉センター(概ね18歳以上)、子育て応援課(18歳以下)、障がい者委託相談支援事業所、地域生活サポートセンター、発達障がい相談サポートセンター(委託事業)、市子ども総合支援センター(0歳から18歳)

○相談支援体制における地域の課題としては「相談支援後に繋げられる資源(療育等のサービス)の不足」が最も多い。次いで「発達障がいに対応できる事業所が少ない」が多い。

<具体的な課題>

- ・発達障がい児者のかかりつけ医確保等
- ・行政が担う療育機能と民間の療育機関(放課後等デイなど)との連携。増加する民間療育機関(放課後等デイ)のサービスの質の向上
- ・専門知識のある人材不足
- ・発達障がいのある方を対象とした居場所確保の体制強化
- ・個別対応はできているが、組織的に対応はできていない

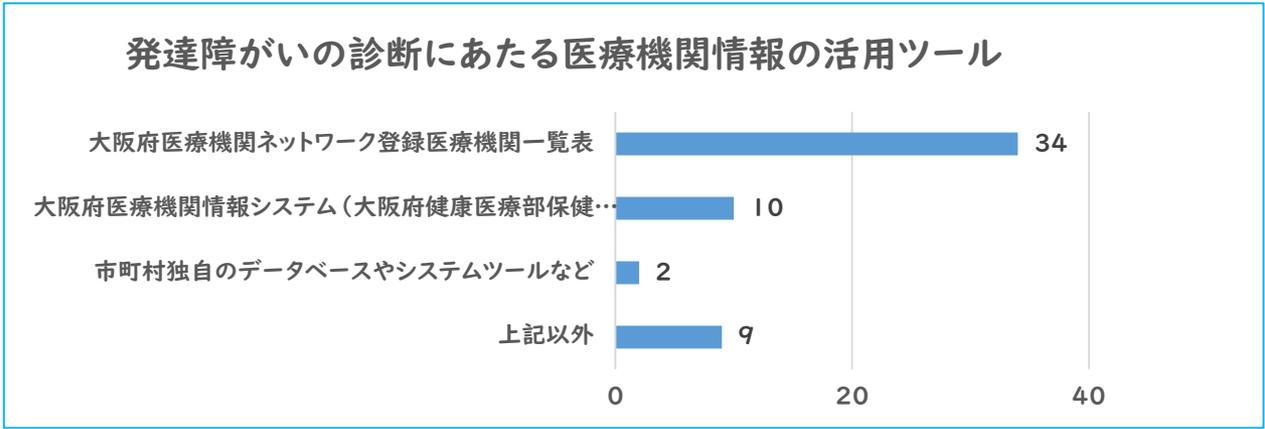
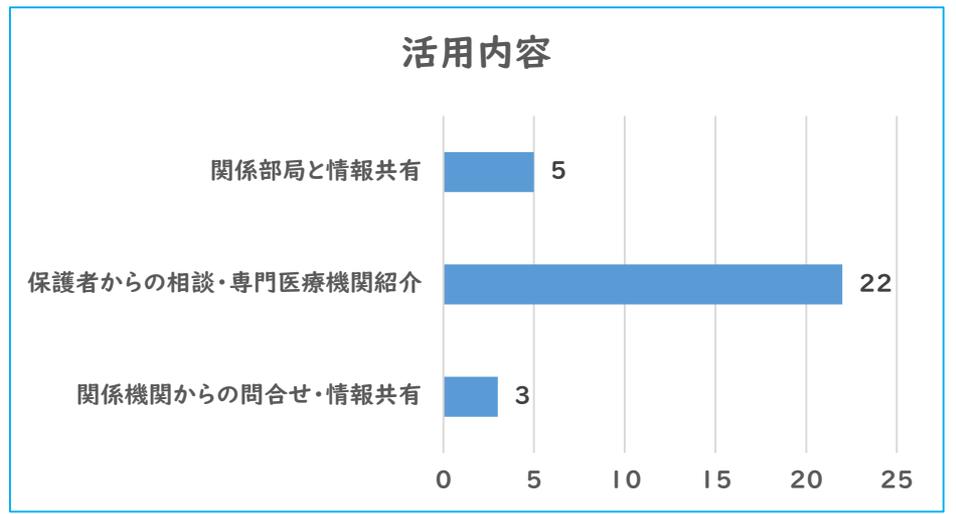
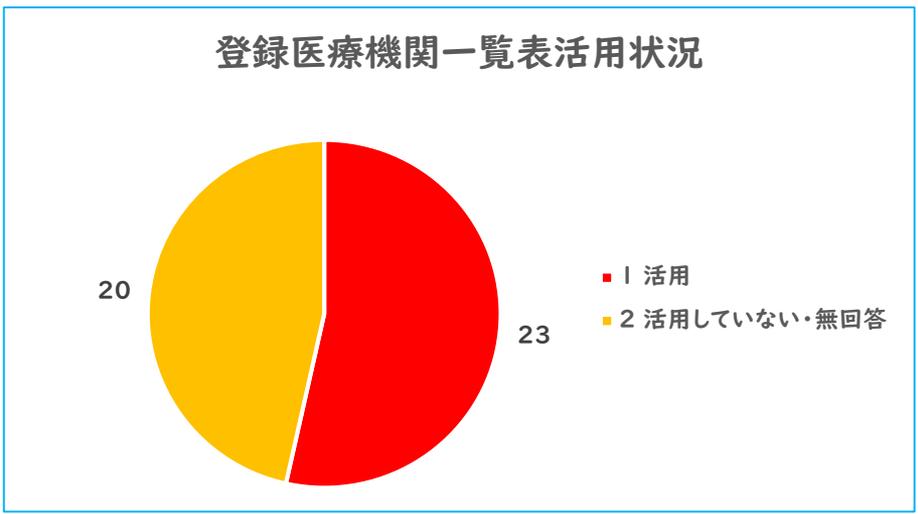
発達障がい児者の相談窓口の設置状況(複数回答)



7 医療機関の確保

○約半数の市町村が大阪府作成の「大阪府発達障がいの診断等にかかる医療機関ネットワーク登録医療機関の一覧表」を活用。主に保護者に対し専門医療機関を紹介する際に活用されている。

○診断が可能な医療機関の確保については、子ども、成人ともに約8割の市町村が「十分とは言い難い」と回答。
 主な意見として、「近隣に専門的な診断が可能な医療機関が少ない」、「特定の医療機関に予約が集中し、初診待機期間が長い」など

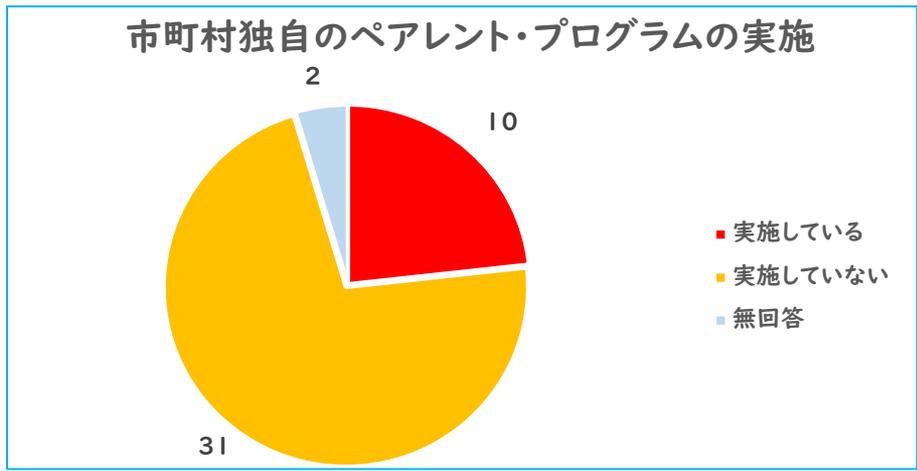
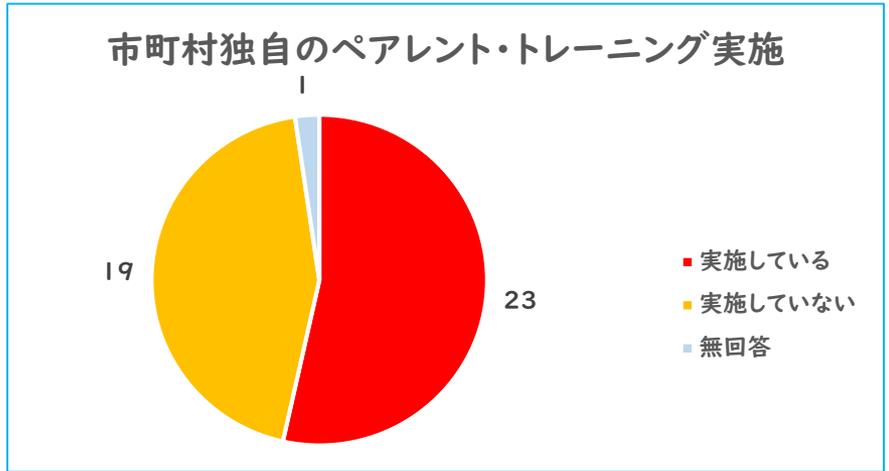


診断が可能な医療機関数

	子ども	成人
十分である	7	8
十分とは言い難い	34	33
無回答	2	2

8 家族支援の充実：ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラムの実施

- ペアレント・トレーニングについては、半数を超える23市町村で実施しているとの回答であった。このうち直営が12市町村、委託が10市町村であった。(1市町村は無回答)
- ペアレント・トレーニングを実施していない19市町村のうち、今後実施予定と回答したのは4市町村であった。
- 市町村独自でペアレント・プログラムを実施しているのは10市町村で、実施していないと回答した市町村は31市町村。実施していないと回答した市町村のうち、今後実施する予定の市町村は3市町村であった。
- 28市町村でペアレント・トレーニング及びペアレント・プログラムの両方もしくは、いずれかを実施している。
- その他の家族支援を実施していると回答したのは18市町村で、実施していないと回答した市町村も同じく18市町村であった。
 [その他の家族支援(具体的な内容)]
 - ・ペアレント・メンター事業
 - ・トリプルPのグループワークを年1回実施
 - ・親子教室、家族交流会(学校や医療機関の専門家を交えた家族同士の情報交換の場)
 - ・「保護者のための講座」(発達や障がい特性の見立てやその対応、環境調整に関する講座)の実施
 - ・「サポートブックの会」年間10回開催。個別来室面談(子ども理解を深め、必要な支援につなげていく)
 - ・専門相談(心理士、PT、OT、ST、療育相談員、保健師、保育士など)、自主活動グループ支援
 - ・自立支援協議会の専門部会で就学前座談会等



9 発達障がい理解のための取組

○世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間における市町村の取組については、広報紙を活用した啓発が最も多く32市町村で実施。

〔独自の具体的な取組内容〕

- ・(大阪市)大阪城天守閣・天保山大観覧車、大阪市役所本庁舎をブルーにライトアップ
- ・(大阪市)プロスポーツチームへの啓発活動協力依頼(ポスター掲示や電光掲示板等で啓発メッセージの放映など)
- ・(堺市)堺灯台をブルーにライトアップ
- ・(堺市)講演会、ショッピングモール、市役所、区役所等でのパネル展。市役所でのタペストリー、懸垂幕の掲揚。図書館での啓発。
- ・(高槻市)駅前や施設をブルーにライトアップ
- ・(枚方市)平和の鐘カリヨン(ヒラリヨン)をブルーにライトアップ
- ・(全市町村)国のポスターやチラシの掲示など

〔その他の取組内容〕

- ・啓発講演会の開催
- ・府ペアレント・メンター事業の活用
- ・発達障がいのリーフレットを小学校入学時に配付

世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間の取組(複数回答)

